

児童相談所関与していた児童の虐待死亡事件について

(1) 事件の概要

本件は、令和4年4月23日に当時2歳だった男児を虐待により死亡させた疑いで、令和5年2月21日に、傷害致死の容疑で実母が県警察に逮捕されたものであり、当時、県の平塚児童相談所及び中央児童相談所が、一時保護を行うなど関与していた。

<家族構成>

3人世帯	実母	(当時26歳)	
	本児(男児)	(当時2歳)	R4.4.23死亡)
	異父弟(男児)	(当時1歳)	R4.6.28 乳児院に一時保護開始 R4.10.1 実母の同意を得て、措置入所に切替え R5.2.28現在 入所継続中

(2) 経過

年 月 日	概 要
令和元年 5月28日	平塚児童相談所が医療機関からの通告を受理 ※これまで本家族と児童相談所の関わりなし
6月3日	乳児院に本児の一時保護を委託
令和2年 1月1日	一時保護から施設入所措置に切替え
令和3年3月～8月	乳児院で本児と実母との面会実施
令和3年8月～12月	乳児院の近隣や自宅への外出を実施
令和3年12月31日～ 1月1日	自宅への外泊(2日間)
令和4年2月28日～ 3月11日	自宅への外泊(12日間)
令和4年3月25日～ 3月31日	自宅への外泊(7日間)

令和4年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・母子の愛着形成が確認でき、保育所の確保が整ったことなどから、家庭引取りが適当と判断し、措置解除（退所） ・平塚児童相談所が指導を開始し、乳児院や藤沢市、保育所と連携し、家庭訪問等を行いながら、家庭生活を支援
4月1日	乳児院の職員が家庭訪問の際、本児の左頬に小さな痣を発見したため、実母に確認したところ、「どこかにぶつけたと思う」と説明あり
4月6日	中央児童相談所が保育所から、本児の状況の聞き取り
4月11日	乳児院の職員が家庭訪問を実施するが、不在
4月12日	中央児童相談所が4月13日に家庭訪問の予定だったが、実母から発熱を理由にキャンセルの連絡
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関のネットワーク会議を開催（平塚児童相談所、中央児童相談所、藤沢市、乳児院） ・保育所に登園できていないこと、家庭訪問が実施できていないことを共有し、母子への早期の接触を進めることを確認
4月19日	平塚児童相談所、中央児童相談所が家庭訪問の予定だったが、実母から発熱理由にキャンセルの連絡
4月22日	平塚児童相談所が家庭訪問を調整するため、実母に連絡するが、つながらず
4月23日	心肺停止で緊急搬送された本児の死亡を確認

(3) 今後の対応

ア 検証委員会の設置

再発防止の観点から外部の有識者による検証委員会を設置し、県警察等の動向を注視しながら事案の検証を行う。

イ 県警察との連携

引き続き、捜査に全面的に協力していく。